

令和6年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

胆沢平野地区基礎諸元調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成施設総合水利調整管理事業胆沢平野地区基礎諸元調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」及び「測量業務共通仕様書」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営胆沢平野農業水利事業に係る水利権更新の一環として、減水深調査を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務位置は、岩手県奥州市他1町地内で別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(土地の立入り等)

第1-5条 作業実施のための土地の立入り等は、設計業務共通仕様書第1-16条及び測量業務共通仕様書第16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書、設計業務共通仕様書及び測量業務共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業に従事する技術者は、業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (2) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、設計業務共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

（配置技術者の確認）

第１－８条 設計業務共通仕様書第１－１１条及び測量業務共通仕様書第１１条における業務組織計画の作成及び設計業務共通仕様書第１－１２条及び測量業務共通仕様書第１２条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

（１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

（２）設計業務共通仕様書第１－１２条及び測量業務共通仕様書第１２条の農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第１－９条 受注者は、設計業務共通仕様書第１－３７条及び測量業務共通仕様書第３８条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第２章 作業条件

（作業基本条件）

第２－１条 本業務は、国営胆沢平野土地改良事業の受益範囲を対象として、減水深調査を実施する。

（適用図書）

第２－２条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改定） 年月
１	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」	（社）農業土木学会	平成 22 年 7 月

（参考図書）

第２－３条 本業務の参考図書は以下のとおりである。

番号	名 称	発行所	制定（改定） 年月
１	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成 15 年 8 月

（貸与資料）

第２－４条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	名 称	数量
1	青山白水-胆沢平野事業誌- 平成 11 年 3 月	1 式
2	河川協議書（国営胆沢平野農業水利事業）平成 23 年 2 月（変更）	1 式
3	河川協議書（国営胆沢平野農業水利事業）令和 4 年 2 月（更新）	1 式
4	令和 3 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 国営胆沢平野農業水利事業に係る水利権協議図書作成業務 報告書	1 式
5	令和 5 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 胆沢平野地区基礎諸元調査業務 報告書	1 式
6	胆沢平野地区関連ほ場整備計画書等（概要書、計画一般平面図、変更計画平面図、現況用水系統図及び模式図、計画用水系統図及び模式図、計画排水系統図及び模式図、土壤図、編入図等）	1 式

（適用する図書、参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－5 条 第 2－2 条、第 2－3 条及び第 2－4 条に示す適用図書、参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）適用図書、参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）適用図書及び参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 【作業項目内訳表】のとおりである。

（設計作業）

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 減水深調査（代かき期）	1 式	
3. 減水深調査（普通期）	1 式	
4. 点検取りまとめ	1 式	

（測量作業）

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 減水深調査（代かき期）	1 式	
2. 減水深調査（普通期）	1 式	

（作業の留意点）

第 3－2 条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）設計業務共通仕様書第 1－11 条及び測量業務共通仕様書第 11 条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の添付は行わないこととする。
- （2）第 2－2 条、第 2－3 条及び第 2－4 条に示す適用図書、参考図書及び貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （3）業務履行中において、一部成果物の提出を求める場合は、受注者はこれに協力するものとする。
- （4）調査ほ場及び調査時期等については、別途監督職員の指示によるものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条 本業務における業務管理については、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)に基づき、適切に実施すること。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 設計業務共通仕様書第1-10条及び測量業務共通仕様書第10条による打合せ時期及び回数等については、主として下記の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 初回打合せ(作業着手の段階)

第2回 中間打合せ(代かき用水量、減水深調査完了段階)

最終回 最終打合せ(調査報告書原稿作成段階)

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計業務共通仕様書第1-11条及び測量業務共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を設計業務共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部

(2) 成果物の出力(図面出力含む) 1部(市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

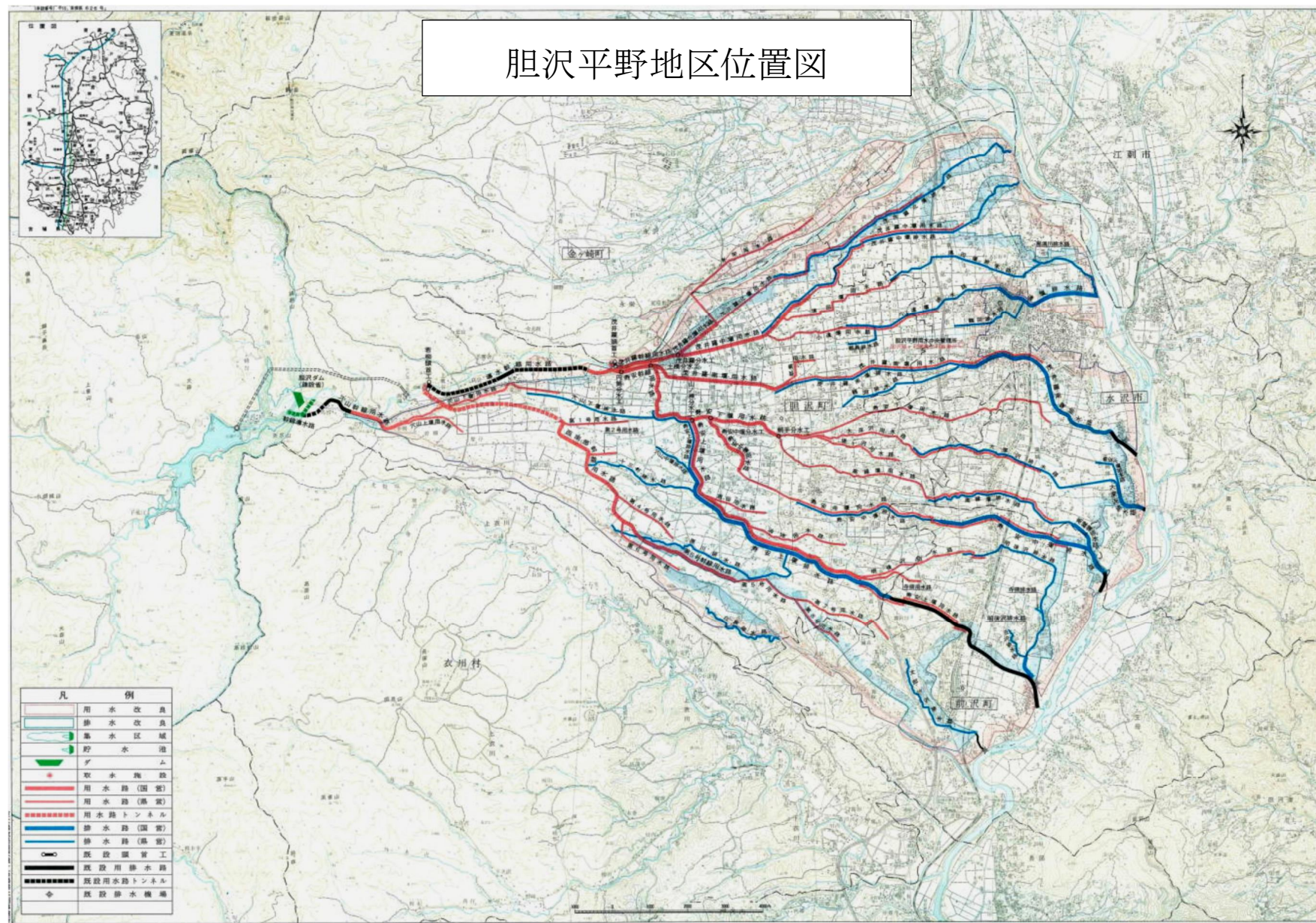
第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の作業に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙 1 【作業項目内訳表】

【設計作業】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料を整理、把握し、業務計画を樹立する。	○
1-2. 現地調査	事前に選定された減水深調査地点において現地踏査を行い、ほ場条件を確認する。なお、調査条件に問題がある場合は、土地改良区の協力のもと、再選定を行う。	○
2. 減水深調査（代かき期）		
2-1. 現況減水深の検討	上記測定結果により、代かき用水量を検討し、現行水利権における減水深と比較検討を行う。	○
3. 減水深調査（普通期）		
3-1. 現況減水深の検討	上記測定結果により、日減水深を検討し、現行水利権における減水深と比較検討を行う。	○
4. 点検取りまとめ	点検及び取りまとめを行い、報告書の作成を行う。	○

【測量作業】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 減水深調査（代かき期）		
1-1. 調査器材設置	地区内の調査対象ほ場において、代かき用水量の測定前に用水量測定器を5箇所設置する。	○
1-2. 代かき用水量の測定	用水量測定器により代かき用水量の測定を行う。 数量：5箇所 測定時期：4月下旬～5月上旬（代かき期間）	○
1-3. 調査機材撤去	代かき用水量の測定完了後、用水量測定器を撤去する。	○
2. 減水深調査（普通期）		
2-1. 調査機材設置	地区内の調査対象ほ場において、日減水深の測定前に減水深測定器等を10箇所設置する。	○
2-2. 減水深の測定	減水深測定器等により日減水深の測定を行う。 数量：10箇所 測定時期：5月中旬～9月上旬（普通期）	○
2-3. 調査機材撤去	減水深の測定完了後、減水深測定器等を撤去する。	○